

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和 6 2 年 2 月 2 0 日付け 6 2 農蚕第 8 4 2 号農蚕園芸局長通達）
 一部改正新旧対照表 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則 1・2 [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) 告示 7 の保管場所は、<u>スワンナプーム空港</u>内の施設であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア・イ [略] (2)・(3) [略] 4～6 [略] 7 表示 (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包及び束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききで行われるのものとする。 ア 輸出植物検疫終了の表示 <u>(ア)</u> <u>(イ)</u>  	タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則 1・2 [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) 告示 7 の保管場所は、<u>バンコク国際空港</u>内の施設であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア・イ [略] (2)・(3) [略] 4～6 [略] 7 表示 (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包及び束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききで行われるのものとする。 ア 輸出植物検疫終了の表示  又は 

(ウ)



イ [略]

(2) [略]

8 [略]

イ [略]

(2) [略]

8 [略]